

平成26年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年12月8日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆

住 民 生 活 課 企 画 員	原 宗 男	住 民 生 活 課 企 画 員	坂 本 徹
上 下 水 道 課 長	植 本 亮	上 下 水 道 課 員	菅 谷 雄 二
教 育 委 員 会 総 務 課 長	家 高 英 宏	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	藪 内 博 文
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 員	谷 本 芳 朋		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 76号 平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 77号 平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 78号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 79号 平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 80号 平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 81号 平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 82号 平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 83号 平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 84号 平成25年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第 85号 平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 86号 平成25年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

算認定について

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 5 | 議案第 8 7 号 | 平成 2 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 8 号 | 平成 2 5 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 9 号 | 平成 2 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について |
| 日程第 1 8 | 報告第 2 3 号 | 平成 2 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 0 1 号 | 上富田町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 0 2 号 | 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 0 3 号 | 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 0 4 号 | 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 0 5 号 | 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 0 6 号 | 上富田町下水道事業基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 0 7 号 | 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 0 8 号 | 上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 0 9 号 | 上富田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 |
| 日程第 2 8 | 議案第 1 1 0 号 | 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 1 1 号 | 平成 2 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 0 | 議案第 1 1 2 号 | 平成 2 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 1 | 議案第 1 1 3 号 | 平成 2 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 2 | 議案第 1 1 4 号 | 平成 2 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 3 | 議案第 1 1 5 号 | 平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算 |

(第2号)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第34 | 議案第116号 | 平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号) |
| 日程第35 | 議案第117号 | 平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号) |
| 日程第36 | 議案第118号 | 平成26年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第37 | 議案第119号 | 工事請負変更契約の締結について(平成26年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事) |
| 日程第38 | 議案第120号 | 工事請負契約の締結について(平成26年度第3号高速道路推進事業岩崎地区トイレ設置工事) |
| 日程第39 | 議案第121号 | 工事請負契約の締結について(平成26年度第4号高速道路推進事業道の駅くちくまの建築工事) |
| 日程第40 | 議案第122号 | 工事請負変更契約の締結について(平成26年度第1-1号公共下水道事業岩田下水道管(1工区)布設工事(補助)) |
| 日程第41 | 議案第123号 | 土地取得について |

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成 2 6 年第 4 回定例会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 6 年第 4 回上富田町議会定例会を開会いたします。

また、産業建設課、三栖企画員から午後からの欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 0 番、榎本敏君、1 1 番、木本眞次君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 6 日までの 9 日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は 9 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成26年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と今定例会までに提出されています要望書については、内容は重度心身障害児（者）医療費助成事業の継続を引き続きお願いし、重度心身障害児（者）医療費助成事業において、新規65歳以上の障害者も同制度に復活させてください、在宅血液透析に対する助成をお願いします、要支援者1、2のサービスが市町村により地域格差のないようにお願いします、以上4項目と農協改革に関する意見書の提出を求める陳情につきましてはお手元に配付しておりますので、お目通してください。

また、9月定例会において、全会一致で可決されました手話言語法の制定を求める意見書については国の関係機関等に9月12日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月8日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

本定例会に提出されました請願は、議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付させていただいていますように、請願書の文書表のとおり、会議規則第92条の規定により、産業民生常任委員会へ付託されることになりましたので、ご報告いたします。

なお、この件につきましては、閉会中の継続審査といたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日ここに平成26年第4回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、本年も師走に入り、年の瀬を感じるきょうこのごろですが、振り返ってみます

と、幾多の台風の影響により多数の被害や、8月20日には広島市で局地的な短時間大雨によりまして大規模な土砂災害が発生し、また、9月27日は長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が噴火、さらに、11月22日に長野県でマグニチュード6.7の地震が発生するなど、全国的に大規模な自然災害が発生し、甚大が被害をもたらしました。

上富田町では8月10日の台風11号の大雨により、岡地区の住宅後背地の山崩れが発生しましたが、幸い人的被害はなく、今後、本格的な復旧工事に取りかかる予定となっております。この件につきましては、5日に工事の施工方法を地元の方に説明し、近日中に着工できる見通しでございます。

町としましては、自然災害等不測の事態に備え、訓練等を通じながら、防災体制の強化に取り組むとともに、災害に強いまちづくりを国や県と連携しながら、推進してまいりたいと考えております。

国政に目を向けますと、本年7月から9月期におけるGDP速報が発表されました。残念なことに実質成長率はマイナス0.4%で2四半期連続のマイナス成長となり、成長軌道には戻っておりません。また、アベノミクスの恩恵は都市部等一部にとどまり、地方までその効果が行き届いていないのも実情でございます。

そのような中、国会において、地方創生関連2法案が可決成立しました。我が国は世界に先駆けて人口が減少、超高齢社会を迎えており、上富田町においても例外ではございません。この課題を解決するために、県・市町村においては地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定が求められており、地域の未来に住民の希望を持てるよう、次代を担う世代のために全力で推進してまいりますので、議員各位におかれましてはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成26年度秋の叙勲で、町田亘氏が県議会議員として長年のご尽力なされた功績によりまして、旭日中綬章を受章されました。町主催の祝賀会を予定しておりましたが、本人より辞退したい旨の申し出がありましたので、今回、皆様方にご報告のみとさせていただきます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成25年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定が13件、平成25年度水道事業会計余剰金処分及び決算認定が1件、報告事項としましては、平成26年度一般会計補正予算が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が7件、規約の一部改正が1件、平成26年度一般会計・特別会計補正予算8件、工事請負契約の締結が2件、工事請負変更契約の締結が2件、土地取得について1件の計38件でございます。

なお、追加議案としましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認をいただけるようお願いし

ます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第76号から議案第89号までの案件につきましては、平成25年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてでございます。

決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきまして承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第23号につきましては、平成26年度一般会計補正予算（第3号）でございます。今回既定額に920万円を追加し、予算総額を61億9,421万1,000円と定めております。補正予算の内容は12月14日に執行される衆議院議員総選挙に伴って選挙事務経費を11月25日で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第101号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は地方税法の一部を改正する法律及び地方税法の施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正の概要は、小型特殊自動車の標準税率引き上げに伴いまして、所要の規定の改正でございます。

次に、議案第102号につきましては、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。この規約の変更に関する協議は、平成27年4月から和歌山県市町村総合事務組合が串本町古座川町衛生施設事務組合の退職手当の支給に関する事務を共同するに当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第103号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第104号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改正に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第105号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第106号につきましては、上富田町下水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、基金の繰りかえ運用を設け、基金を施設の維持管理費に充てることができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第107号につきましては、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する

条例（案）でございます。この条例は、産科医療補償制度の見直しとあわせ、出産育児一時金の金額の見直しに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１０８号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）と、議案第１０９号、上富田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の２議案につきましては、第３次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、新たに条例を定めるものであります。

次に、議案第１１０号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。本条例につきましては、第３次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１１１号につきましては、平成２６年度上富田町一般会計補正予算（第４号）でございます。今回、既定額に２億２，５８２万５，０００円を追加し、予算総額を６４億２，００３万６，０００円と定めております。なお、今回の補正に当たり、給与の増額支給措置及び職員の人事異動に伴う職員給料等につきましては、全般的に補正措置をしております。

補正予算の主な内容は、総務費ではクラウドシステム構築委託料２，２９７万円、民生費では特別会計介護保険繰出金としまして１，０６４万２，０００円、障害福祉サービス等給付金５，５００万円、統合保育所建築工事請負費で６，７２３万５，０００円を追加措置しております。衛生費では、紀南環境広域施設組合の負担金で２８８万７，０００円、農林水産業費では、特別会計農業集落排水事業繰出金で４２５万９，０００円、土木費では、維持補修工事請負費１，０００万円を措置しています。一方、歳入につきましては、分担金、国・県補助金、基金等繰入金及び前年度繰越金、町債等を見込み措置しております。

次に、議案第１１２号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）でございます。今回、既定額に２，５１６万３，０００円を追加し、予算総額を２１億９，８６７万４，０００円と定めています。

補正予算の主な内容は、退職被保険者等療養給付費として５５８万９，０００円、過年度分療養給付費負担金等返還金で１，８７１万４，０００円を措置しております。

次に、議案第１１３号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）でございます。今回、既定額に８，２４３万２，０００円を追加し、予算総額を１３億２，８６６万円と定めております。

補正予算の主な内容は、介護給付費の追加措置７，８２０万円、過年度分の介護給付費等２７７万４，０００円の返還金を措置しております。

次に、議案第１１４号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第１号）でございます。今回、既定額に１５２万４，０００円を追加し、予算総額を２億６，２５３万７，０００円と定めております。

補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で６５万１，０００円、人間ドック補助金３９万７，０００円を措置しております。

次に、議案第１１５号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第２号）でございます。今回、既定額に３，７４２万１，０００円を追加し、予算総額を７億２，０５４万３，０００円と定めています。

補正予算の主な内容は、人件費１名分を一般会計予算に組み替え措置と、生馬両新田企業用地造成工事に伴う公有財産購入費４，２００万円並びに栗ヶ谷墓地の区画の増設工事請負費３００万円を措置しております。

次に、議案第１１６号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）でございます。今回、既定額に４２５万９，０００円を追加し、予算総額を１億８，９４１万円と定めております。

補正予算の主な内容は、施設維持管理費に係る修繕料等を措置しております。

次に、議案第１１７号につきましては、平成２６年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第１号）でございます。今回、既定額に１０７万４，０００円を追加し、予算総額を３億３２２万円と定めております。

補正予算の主な内容は、施設の維持管理費に係る光熱水費を措置しております。

次に、議案第１１８号につきましては、平成２６年度上富田町水道事業会計補正予算でございます。今回、既定額に１，７９４万４，０００円を追加し、予算総額を８億５，１４７万１，０００円と定めています。

補正予算の主な内容は、水道料金システム購入費で１，３００万円を措置しております。

次に、議案第１１９号につきましては、工事請負変更契約の締結（平成２６年度第１号高速道路推進事業 大内谷第二残土処分場造成工事）でございます。

本議案につきましては、平成２６年６月議会定例会でご承認いただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。

変更契約の主な内容は、高速道路残土の搬入量の増加及び調整池周辺の地盤改良並びに矢板打設工事の追加に伴うもので、３，８８８万円を増額し、契約金額を３億２，７２４万円とするものでございます。

次に、議案第１２０号につきましては、工事請負契約の締結について（平成２６年度第３号高速道路推進事業 岩崎地区トイレ設置工事）でございます。

今回４社の指名競争入札により、株式会社後工務店と５，６７２万１，６００円で契約の締結をするものでございます。

本契約につきましては、木造平屋建てトイレ及び合併処理浄化槽の設置をするものでございます。

次に、議案第１２１号につきましては、工事請負契約の締結について（平成２６年度第４号高速道路推進事業 道の駅くちくまの建築工事）でございします。

今回４社の指名競争入札により、株式会社後工務店と７，２５２万２，０００円で契約を締結するものでございます。

工事内容につきましては、鉄骨造平屋建ての地域振興施設の建築及び土木・外構工事一式を施工するものでございます。

次に、議案第１２２号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成２６年度第１－１号公共下水道事業 岩田下水道管（１工区）布設工事（補助））でございします。

本議案につきましては、平成２６年９月議会定例会で承認いただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。変更契約の主なものは、開削区間で道路幅員等の関係から安全性を考慮して夜間工事に変更し、また、管路延長５９．８メートルの追加に伴うもので、１，１８６万２，７２０円を増額し、契約金額を９，５３１万円とするものでございます。

次に、議案第１２３号につきましては、土地取得についてでございます。

今回、生馬両新田地区の企業用地造成工事に当たり、平成２４年６月議会定例会で承認いただきました土地の残地につきまして、地権者２名から１，８８４平方メートルを取得するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長・企画員より説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

△日程第４ 議案第７６号～日程第１７ 議案第８９号

○議長（奥田 誠）

日程第４ 議案第７６号、平成２５年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第１７ 議案第８９号、平成２５年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで、１４件を一括議題とします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付してありますとおり、決算審査報告書が提出されておりますので、事務局よ

り朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成26年12月8日、上富田町議会議長、奥田誠殿

決算審査特別委員会委員長、木本眞次

決算審査報告書

平成26年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、議件

議案第76号、平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第77号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

議案第78号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について

議案第79号、平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について

議案第80号、平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について

議案第81号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

議案第82号、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について

議案第83号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について

議案第84号、平成25年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について

議案第85号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

議案第86号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

議案第87号、平成25年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について

議案第88号、平成25年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について

議案第89号、平成25年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

2、審査結果

議案第76号から議案第88号までを認定とし、議案第89号については可決及び認定とする。

3、審査年月日

平成26年9月25日、10月10日、10月14日、10月15日、10月16日、10月24日、11月4日

4、審査内容

別紙のとおり

以上です。

○議長（奥田 誠）

今、事務局長のほうから朗読しましたとおり、審査結果報告書の中で、2の審査結果のところの認定第76号から議案第88号までを「認定」としという文字が抜けております。そして、89号についても、その下の文字が抜けておりますので、訂正をしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、11番、木本眞次君。

○11番（木本眞次）

皆さんおはようございます。

それでは、決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成25年度一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中、7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第76号、平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、議案第89号、平成25年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで、14件について審査結果は、委員会として議案第76号から議案第88号までを認定とし、議案第89号については可決及び認定ということに決定いたしました。

それでは、決算審査報告書を提出しておりますので、簡単にその内容について報告をさせていただきます。

まず初めに3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出決算と年度別の一般会計収支実績表を掲載しております。平成25年度決算額の歳入歳出差引額は3億7,299万2,000円で、翌年度への繰越財源2億7,436万6,000円を除いた実質収支は9,862万6,000円となっております。

3ページの歳入関係についてであります。まず、対前年度と比較すると、減額となった主な項目では、地方譲与税でマイナス5%で308万8,000円の減、利子割交

付金のマイナス0.2%、1万5,000円の減、ゴルフ場利用税交付金のマイナス3.6%、111万7,000円の減、自動車取得税交付金でマイナス15.1%、283万7,000円の減、寄付金マイナス35.9%、583万円の減となっております。

一方、町税全体でプラス2.7%で3,894万2,000円の増、配当割交付金のプラス93.7%、462万5,000円の増、株式等譲渡所得割交付金で1,263%、1,153万4,000円の増、分担金及び負担金でプラス0.7%、54万7,000円の増となっております。

町税では、前年度と比べて町民税の0.1%の減、固定資産税で1.2%の増、町たばこ税で25%の増、入湯税で2.9%の減となっており、軽自動車税については2.7%の増となっております。町たばこ税については、平成21年度には8,836万9,000円あった収入が平成22年の値上げにより増額に転じ、平成25年度では1億5,188万4,000円となり、平成21年度比6,351万5,000円の71.9%の大幅増となっております。これは消費税増税前の駆け込み需要と平成25年度の税率改正及び大手スーパーの販売によるものと考えられます。

地方特例交付金が37万2,000円、3.9%の減、使用料及び手数料で341万8,000円で2.7%の減、国庫支出金3億3,762万1,000円で37.7%の減、一方、地方交付税で2,298万4,000円、1.3%、諸収入で1億8,973万5,000円、266.2%、財産収入で6,941万2,000円、180.6%が前年度と比べて増加しております。このうち、財産収入の大幅増は砂利販売収入の6,600万円で、諸収入は大内谷残土処分料の1億8,000万円が理由となっております。

年々地方財政が厳しさを増しており、我が町においても、財源の確保が極めて厳しい状況となっております。自主財源は対前年度に比べて2億2,201万6,000円、10.4%の増となっております。これは財産収入、諸収入の増加が主な原因となっております。

いずれにしても、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであるから、今後もできる限り自主財源の確保に努めるべきと考えております。

また、事業の推進に当たっては、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘するところでございます。

次に、4ページの歳出関係について、性質別の構成比では消費的経費は57.0%、金額にして33億7,201万円で、このうち、人件費は前年度に比べて0.1%の増、維持補修費で6.9%の増となっております。

一方、物件費では6.5%の減、扶助費では1.5%の増、補助費等では5.3%の増となっています。これは物件費で、震災等緊急雇用創出事業、既存住基システム改修委託料、管内図作成委託料などの減によるものです。また、扶助費については、障害者福祉サービス等給付費の増、補助費等については、介護基盤緊急整備等臨時特別補助金の増が原因となっています。

全体的に、消費的経費は前年度に比べてほぼ変わらずになっています。

次に、投資的経費の構成比は17%、金額にして10億168万7,000円で、普通建設事業費について見ると、対前年度比では37.5%の増となっております。補助事業費の内訳では、上富田中学校屋内運動場耐震化事業の減、また、単独事業については53%、金額にして3億1,874万円の増となっております。これは防災行政無線デジタル化整備工事、大内谷残土処分場整備工事が増加の主な原因となっております。

当年度一般会計収支実績では、実質収支で9,862万6,000円の黒字、単年度収支は26万7,000円の赤字となっております。

厳しい財政事情が続く中、行財政改革の効果があらわれていると考えるが、今後においても、限られた財源を有効に活用され、第4次総合計画の基本理念である明るく豊かなまちづくり、明るく生活ができ、心の豊かさを実現できるまちづくりの目標実現のため、なお一層の努力を望むものでございます。

次に、5ページは、歳入の年度別・款別の状況の表を記載しております。平成25年度の歳入合計のうち、自主財源は37.6%、また、依存財源では62.4%の構成比となっております。

また、6ページでは自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して、歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要となるかと思われるので、さらなる努力がされることとしています。町税の収入額は15億580万9,000円で、全体的に見ると、前年度より2.7%の増となっています。各税の増減について、記載のとおりです。また、町税の未収金は総額で1億3,153万円で、徴収率については、昨年度より0.6%のダウン、91.7%となっております。徴収率の高い、低い町が町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また、税負担の公平に反することにならないよう納税意識の普及、向上に努力されたいと指摘をしておるところであります。

7ページの町債の状況では、本年度の借入額は一般会計で8億880万5,000円、前年度に比べて7.8%の増となっています。償還金は後年度においての財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。また、7ページから9ページにわたり、歳出について、各年度の目的別決算額、消

費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しています。今年度の経常収支比率は90.3%となっており、前年度より0.1%悪化しております。

経常収支比率は一般的に市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財源構造の弾力性の確保に努められたい。

公債費の状況としては、実質公債費比率が14.7%となっており、起債の借入れをする際、実質公債費比率18%未満は協議となり、昨年より改善が図られています。実質公債費比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示すことになるので、今後、なお一層、適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘しているところであります。

次に、10ページの各特別会計の決算表についてですが、13の特別会計についての決算額を記載しております。各特別会計につきましても、それぞれ審査を行いました。その概要を申し上げますと、まず初めに、11ページの国民健康保険事業会計であります。平成25年度の決算額、実質収支は6,897万3,000円の黒字となっております。保険税については、平成25年度においては、税額を据え置かれており、数年前と比較すると、安定してきた財政運営がなされていると思われま

す。今後の税率改定においては、国保の財政の十分な分析を行い、的確な状況判断の中、国保運営協議会を中心とした住民目線での税率改定に配慮を願いたいと思います。

また、高齢化社会の中、国保財政におかれましては、依然厳しい状況が続くことが予想されますので、こういった状況で医療、介護と連携のとれた福祉対策が必要と思われま

す。高齢化社会に対応すべき福祉対策により、医療費、介護費の抑制を行い、安定した国保財政の運営に努められたい。

なお、和歌山県の国民健康保険の状況、平成25年度でございますけれども、上富田町の1人当たりの診療費は21万9,691円と、前年度23万2,060円より1万2,369円の減となっております。県下では2番目に少ない医療費となっております。県下で一番少ないのは、参考でございますけれども、みなべ町の19万4,310円でございます。

次に、宅地造成事業会計の決算は、実質収支が3億9,790万3,000円の赤字となっております。前年度と比べ、赤字は減少しているが、多額の赤字が生じている中、分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けての年次計画の策定等を行い、健全財政の運営維持に努められたい。

宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業会計については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立し、管理と回収に関する事務等を共同処理することになり、徴収等の取り組みを進めています。今後も、滞納額の徴収については、個別実態を勘案の上、

また、新たな滞納を出さない方針で万全を期して対応されたいと指摘しております。

農業集落排水事業会計については、全地区が供用を開始し、つなぎ込み率も年々ふえてきております。今後も、つなぎ込み率の向上に向けた努力や施設の維持管理と公共水域の水質保全の貢献に努められたいと思います。

また、使用料の未収金については、今後、滞納額がふえないように努力されたい。なお、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりであります。

公共下水道事業会計では、平成19年の供用開始から7年目となりました。供用開始区域につきましても、平成26年3月現在、88ヘクタールとなり、全体計画の30.2%となっております。また、平成22年5月より丹田台地区について、公共下水道として接続し、これによりまして、つなぎ込み率も平成26年3月末では1,508戸のうち、752戸の接続で49.9%となっております。

今後も加入率の向上を図るとともに、公共下水道の整備に努められたい。

介護保険会計については、保険給付費が前年度より5.6%、5,948万1,000円の増となっております。介護保険事業は年々サービス利用者がふえてきている状況です。町では介護予防事業等に積極的に取り組み、保険給付費の抑制に努めているが、介護を必要とする人の増加が予想されます。介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の確保に努められたい。

また、保険料では、普通徴収での未納が発生している被保険者に対しては、制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

後期高齢者医療会計については、歳出で療養給付費負担金が1億430万5,000円で前年度より62万円の増となっております。高齢化の影響により、医療費が増加しております。国保と健診等で連携を図りながら、医療費の抑制に努められたい。

また、保険料では普通徴収で未収金が発生しているため、被保険者には制度の大切さをより周知していただき、未収金の徴収に努められたい。

診療所事業会計については、歳入歳出同額の3,724万2,000円ですが、うち一般会計からの繰り入れが2,173万9,000円となっております。問題点については、分析をされた上であるようですけれども、今後は、いかに改善策を講じるかで医師の派遣元である国立南和歌山医療センターと十分協議を行い、一般会計の負担減に努められてほしいと思います。

水道事業会計については、当年度純利益8,778万5,000円、前年度繰越利益剰余金は0円であります。当年度未処分利益剰余金として8,778万5,000円となっています。今後においても、さらに公営企業の原則である経営の健全化に取り組まれ、安全で安定した水の供給に努められたい。

以上、各特別会計についても指摘等しているところであります。

また、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が一昨年度決算から適用となっております。平成25年度の決算については、基準内となっておりますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたい。

次に、16ページから17ページについては、未収金関係であります。平成25年度末の現年度分についての未収金額、未済額、徴収率についても記載しております。

未収金については、全会計を一括して内容の説明を受け、審査を行いました。全会計の平成25年度末の未収金は総額で4億4,748万5,892円となっております。未収金の対策については、庁内で設置している未収金対策協議会を中心に各課連携のもと、新たな未納者、滞納者の発生を減らすために、定期的な督促状や催告書の発送、訪問徴収等を行っており、また、町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、町職員全員による未収金の臨戸徴収、さらに、法的手続として差し押さえの執行を行い、徐々に成果もあらわれているところでございます。

国民健康保険税では、悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料についても、悪質未納者に対しては給水停止等、それぞれ積極的な取り組みを行っています。

今後においても、納税の意識の高揚を図るとともに、新しい未収金をつくらないことを基本に置き、未納者個々の実態調査、分析を行い、未収金対策協議会を中心に、各課密接な連携と全職員が一体となり納税義務の公平・公正を期するため、特に悪質滞納者については、引き続き和歌山地方税回収機構への移管と、必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図りたいと指摘をしているところでございます。

なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況等については、記載している表のとおりでございます。ご参照ください。

最後の18ページについては、委員会の総括での個別指摘事項を記載しております。個別指摘事項につきましては、6項目あります。

まず1項目、委託先選定を随意契約で実施する場合、委託料が適正であるかどうか、他の自治体の契約状況の事例を参考にすることを検討されたい。

2つ目、公用車の管理についてであります。集中管理の中に課専属で使用している車両が見受けられ、一方課専属の車両もある状況で、現状の車両台数は適当であるとのことであるが、効率的な公用車の使用のあり方を考えた場合、予約の仕方も含めた現行管理体制について検証をされたい。

3、負担金、補助及び交付金について、複数年にわたって支出している団体・組織については、その活動内容を十分把握するとともに、その支出の妥当性を検証することが

必要であると思うが、この点を検討されたい。

4 丁目、特別会計診療所事業については、歳入に占める一般会計繰入金の割合が高く、これは患者数の少なさが起因するものであり、現状を十分認識され、南和歌山医療センターとも協議をされているが、地域医療を支える観点から、また、一般会計への負担軽減のため何らかの改善策を見出すよう、さらなる検討をされたい。

5、未収金については、滞納額が積み上がる前に、早期に芽を摘むという観点から対応し、雪だるま式に増加しないよう解消の方向づけをするよう検討されたい。

6 丁目、宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業について、今後も未償還金の回収については、組合と協力し、個別訪問の強化や連帯保証人への請求等により、債権の確保に万全を期されるよう努められたい。

以上6項目にわたり指導をしているところです。

その他、詳しい報告書をご参照ください。

以上、平成25年度決算書に伴う決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって委員長の報告を終わります。

日程第4 議案第76号、平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

17ページなんですけれども、国民健康保険税では、悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料について、悪質未納者に対しては給水停止等というところがあるんですが、資格証明書の発行の人数とかをちょっと聞きたいんです。

水道についても、給水停止というんですけれども、水をとめられたら命にかかわることなんで、どういう中身で給水停止をしているのか、そういう実例があれば、教えてほしいです。

○議長（奥田 誠）

付託先の担当委員会委員長報告に対する質疑は、委員会に質疑の対象となったものに限定されるため、それ以外の質疑あった場合のほうは、私のほうから、ただいまの質問は委員会での質疑の対象外ですので、認められませんので、後で担当課のほうから、九鬼議員さんに報告してもらうようにしますので、よろしくお願いいたします。

それで、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第76号、平成25年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第77号

○議長（奥田 誠）

日程第5 議案第77号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 77 号、平成 25 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 6 議案第 78 号

○議長（奥田 誠）

日程第 6 議案第 78 号、平成 25 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 78 号 平成 25 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 7 議案第 7 9 号

○議長（奥田 誠）

日程第 7 議案第 7 9 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 7 9 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 8 議案第 8 0 号

○議長（奥田 誠）

日程第 8 議案第 8 0 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第80号、平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第81号

○議長（奥田 誠）

日程第9 議案第81号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 1 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

1 0 時 4 5 分まで休憩します。

休憩 午前 1 0 時 3 1 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

△日程第 1 0 議案第 8 2 号

○議長（奥田 誠）

日程第 1 0 議案第 8 2 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第８２号、平成２５年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１１ 議案第８３号

○議長（奥田 誠）

日程第１１ 議案第８３号、平成２５年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第８３号、平成２５年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 8 4 号

○議長（奥田 誠）

日程第 1 2 議案第 8 4 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 4 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 3 議案第 8 5 号

○議長（奥田 誠）

日程第 1 3 議案第 8 5 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出

決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 85 号、平成 25 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 14 議案第 86 号

○議長（奥田 誠）

日程第 14 議案第 86 号、平成 25 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 86 号、平成 25 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 15 議案第 87 号

○議長（奥田 誠）

日程第 15 議案第 87 号、平成 25 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 87 号、平成 25 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１６ 議案第８８号

○議長（奥田 誠）

日程第１６ 議案第８８号 平成２５年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第８８号、平成２５年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１７ 議案第８９号

○議長（奥田 誠）

日程第１７ 議案第８９号、平成２５年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第８９号、平成２５年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

△日程第１８ 報告第２３号～日程第４１ 議案第１２３号

○議長（奥田 誠）

日程第１８ 報告第２３号、平成２６年度上富田町一般会計補正予算（第３号）の件から、日程第４１ 議案第１２３号、土地取得についての件まで、２４件を一括議題とします。

当局より、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。

報告第２３号につきまして、ご説明いたします。

報告第23号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第15号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第15号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,421万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月25日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、14款国庫支出金では既定額に今回919万円を追加、5億8,888万4,000円と定めています。

18款繰入金では、既定額に1万円を追加。

歳入合計では、既定額に今回920万円を追加し、61億9,421万1,000円と定めています。

次に、歳出では、2款総務費で既定額に今回920万円を追加、9億1,189万4,000円と定めています。

歳出合計では、既定額に今回920万円を追加し、61億9,421万1,000円と定めています。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは各内訳につきまして、歳出からご説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、2款総務費では衆議院議員総選挙費で920万円の追加です。11月21日に解散、12月14日に投開票となります衆議院議員総選挙に必要な所要額920万円を措置しております。

次の６ページと７ページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

歳入を説明させていただきますので、４ページをお願いいたします。

２、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。１４款国庫支出金では総務費委託金で衆議院議員総選挙委託金９１９万円を措置しています。

１８款繰入金では、財政調整基金繰入金１万円を措置しております。

以上が、１１月２５日付をもって専決した内訳でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

議案第１０１号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０１号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

第８２条第２号イ中「１，６００円」を「２，４００円」に、「４，７００円」を「５，９００円」に改める。

附則、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

今回の改正は地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成２６年４月１日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正点は、小型特殊自動車の農耕用のものにつきまして、現行１，６００円を２，４００円に、その他の小型特殊自動車、いわゆるフォークリフト等でございますが、現行の４，７００円を５，９００円に引き上げるものでございます。

次のページに参考資料として新旧対照表を添付してございますので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

ちなみに、平成２７年度におきます対象台数は農耕用のもので５４台、その他小型特殊自動車、フォークリフト等につきましては５２台が登録されております。

以上でございます。ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは議案第１０２号から議案第１０５号についてご説明申し上げます。

議案第１０２号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、平成２７年４月１日から和歌山県市町村総合事務組合規約第３条第１項第１号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を串本町古座川町衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部改正。

この規約の変更に関する協議につきましては、平成２７年４月１日から和歌山県市町村総合事務組合が串本町古座川町衛生施設事務組合の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

なお、附則でこの規約は平成２７年４月１日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第１０３号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

今回の改正につきましては、今年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文をお願いします。

改正条文は第１条と第２条で構成しています。

第１条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条の２第２項第２号を次のように改める。

これは通勤手当に関する改正でございます。自動車等の通勤に係る距離に応じて手当額をそれぞれ改正するものでございます。

次に、第20条第2項を次のように改める。

これは勤勉手当に関する改正でございます。勤勉手当を年間1.35月分から1.50月分とし、年間0.15月分引き上げることを定めています。

次のページをお願いします。

別表を別紙1のように改める。

こちらは本条例第8条に定めています給料表の改正でございます。改正の内容は公務員給与と民間給与との格差を解消するため、一般職員の給与月額について、初任給、若年層を重点に、平均0.3%の引き上げを定めております。

第1条関係の改正に係る新旧対照表として、4ページから8ページに通勤手当、勤勉手当、給料表を添付していますのでご参照ください。

続きまして、第2条関係についてです。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

これは勤勉手当に関する改正でございます。改正の内容は、勤勉手当を平成26年度の支給月分に合わせ、年間1.50月分とするための措置として、0.075月分を引き下げること定めています。

次に、別表を別紙2のように改める。

こちらは、平成27年4月から給与制度の総合的見直しとして、全国共通に適用される俸給表水準を民間賃金の低い地域の官民格差を踏まえて、給与月額を平均2%引き下げるものでございます。

経過措置としまして、新給料表への円滑な移行のため、3年間の現給保障を附則の第6条に定めています。

第2条関係の改正に係る新旧対照表としまして、9ページから12ページに勤勉手当、給料表を添付していますのでご参照ください。

なお、附則で施行期日を定めています。

附則第1条で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

附則第2項で、第1条の規定は平成26年4月1日から遡及して適用するとしてございます。ただし、改正後の条例第20条第2項の勤勉手当の規定は平成26年12月支給分から適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第１０４号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

この条例の一部改正につきましても、さきの議案第１０３号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例と同様、所要の措置を講じたものでございます。

３ページから８ページに新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第１０５号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、その一部の規定が平成２６年１２月１日から施行されるに当たり、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令が公布されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正により、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成２６年１２月１日以降は年金が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

最後のページに新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行し、平成２６年１２月１日から適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第１０６号について説明申し上げます。

議案第１０６号、上富田町下水道事業基金条例の一部を改正する条例。

上富田町下水道事業基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町下水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町下水道事業基金条例の一部改正。

上富田町下水道事業基金条例の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

設置、第１条、下水道事業の円滑な運営に資するとともに、下水道の建設改良工事費、地方債の償還、施設の維持管理に係る経費の財源に充てるため、上富田町下水道事業基金を設置する。

第５条を次のように改める。

処分、第５条、基金は、建設改良工事費、地方債の償還、施設の維持管理に係る経費の財源に充てるため、その一部又は全部を処分することができる。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

繰替運用。第５条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

これにつきましては、本来であれば、資金繰りについては、銀行等から一時借入金をし、資金を調達すべきですが、一時借入に対する利子が高いので、基金として設けている貯金を資金繰りとして使用できるように、繰替運用の条文を追加するものです。また、基金を施設の維持管理費に充てることができるように処分の条文を改正するものです。

次のページに、参考資料の新旧対照表をつけていますのでお目通しのほうをよろしく願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

私からは、議案第１０７号から議案第１１０号までをご説明させていただきます。

議案第１０７号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に、「3万円」を「1万6,000円」に改める。

本条例（案）につきましては、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととなり、3万円が1万6,000円に改められ、出産育児一時金の総額42万円がそのまま維持されるため、39万円を40万4,000円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年1月1日から施行するとしてございます。

なお、参考資料として、次のページに新旧対照表をつけておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第108号について説明いたします。

議案第108号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）。

本条例（案）につきましては、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として行っている要支援1、2の方に対する介護予防支援について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の改正によりまして、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準については、町の条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

第1章は総則を定めたもので、第1条では条例の趣旨を定めています。事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとするものでございます。

第2章は指定介護予防支援の事業の基本方針を定めたもので、第2条第1項では指定介護予防支援の事業は可能な限り、居宅で自立した日常生活を営むことができるように

配慮して行われなければならないとしております。

2 ページをお願いします。

第3章は指定介護予防支援の事業の人員に関する基準を示したもので、第3条では従業員の員数を示し、第4条では管理者について定めています。

第4章は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を示したもので、第5条では指定介護予防支援事業者は内容及び手続の説明及び同意を得なければならないとしております。

続いて、4 ページをお願いします。

第8条では指定介護予防支援事業者は受給資格等の確認を行うこと、第9条では指定介護予防支援事業者は要支援認定申請に係る援助として、必要な協力を行わなければならないこと、第10条では指定介護予防支援事業者は身分を証する書類を携行させることとしております。

6 ページをお願いします。

第18条では指定介護予防支援事業者は運営規程を定めること、第23条は秘密保持に関することを定めています。

7 ページをお願いします。

第26条は苦情処理について定めたものです。

9 ページをお願いします。

第5章は指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたものです。

第30条では指定介護予防支援の基本取扱方針を、第31条では指定介護予防支援の具体的取扱方針を定めています。

13 ページをお願いします。

第32条では介護予防支援の提供に当たっての留意点を定めたものになっております。

第6章は基準該当介護予防支援の事業に関する基準で、第33条は基準該当介護予防支援に係る準用規定となっております。

なお、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

続いて、議案第109号について説明いたします。

議案第109号、上富田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

上富田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）。

本条例（案）は地域包括支援センターが行っている包括的支援事業について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の改正によりまして、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準については町の条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

第1条は趣旨を定めたもので、包括的支援事業、具体的には地域包括支援センターが実施することとなっている介護予防マネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業の4つの事業になりますが、この事業を実施するために、必要な基準を定めるものとするものでございます。

第2条は定義を定めたもので、1号から3号までそれぞれ包括的支援事業、地域包括支援センター、第1号被保険者の用語の意味を示したものです。

第3条は基本の方針を定めたもので、終わりから2行目、「可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない」を基本方針とするものでございます。

第4条は地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めており、第1号被保険者の数に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他3職種に準ずるものを配置しています。

次のページをお願いします。

第5条は、地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえまして、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めたものです。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

続いて、議案第110号について説明いたします。

議案第110号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同条第2項中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の

２２第２項第１号」に改める。

本条例（案）につきましては、先ほど議案第１０８号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）の中の、指定介護予防支援事業者の指定について法人とすることを条例で定めるものでございます。

次の新旧対照表より説明させていただきます。

介護保険条例の第１７条第２項に、地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は法人とすると定めた条文がありますので、ここに新たに、指定介護予防支援事業者についても法人とすることを加えるものでございます。このことにより、事業者が３事業者にふえるため、上段括弧内の見出し中、事業者の名称を指定地域密着型サービス事業者等と改めさせていただくものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成２７年４月１日から施行するとしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

午後１時３０分まで休憩します。

休憩 午前１１時２８分

再開 午後 １時２８分

○議長（奥田 誠）

再開します。

畑山議員から遅刻届が出ておりますので、報告をいたします。

それでは、午前に引き続き提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第１１１号につきまして、ご説明いたします。

議案第１１１号、平成２６年度上富田町一般会計補正予算（第４号）。

平成２６年度上富田町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億２，５８２万５，０００円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,003万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金で既定額に今回76万2,000円を追加、7,478万2,000円と定めています。14款国庫支出金は既定額に2,253万2,000円を追加、15款県支出金は既定額に2,307万7,000円を追加、18款繰入金は既定額に3,562万5,000円を追加、19款繰越金は既定額に8,862万6,000円を追加、20款諸収入は既定額から219万7,000円を減額、21款町債は既定額に5,740万円を追加、歳入合計では、既定額に今回2億2,582万5,000円を追加し、64億2,003万6,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では既定額に今回35万4,000円を追加し、8,768万7,000円と定めています。2款総務費は既定額に1,900万4,000円を追加、3款民生費は既定額に1億4,965万1,000円を追加、4款衛生費は既定額に1,455万8,000円を追加、5款農林水産業費は既定額に898万2,000円を追加、6款商工費は既定額に111万1,000円を追加、7款土木費は既定額に2,384万8,000円を追加、8款商工費は既定額に26万円を追加、9款教育費は既定額に387万7,000円を追加、10款災害復旧費は既定額に418万円を追加、次のページをお願いいたします。

歳出合計では、既定額に今回2億2,582万5,000円を追加し、64億2,003万6,000円と定めています。

「第2表 地方債補正」です。

変更では、統合保育所建設事業につきまして、限度額に5,680万円を追加し、限度額を1億9,860万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては、限度額に60万円を追加し、限度額を110万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから9ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明させていただきますので、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、今回の補正は給与費等の改定及び異動に伴う職員給与費等の補正を行っております。

1款議会費では、35万4,000円を追加、職員給与費等を増額、研修会バス借上料を措置しています。

2款総務費の一般管理費では、1,753万8,000円を追加、主なものとしまして、春の叙勲を受章されました方々への報償費2万2,000円、委託料では基幹系クラウドシステム構築費用として2,297万円、クラウドシステムの対象外となっております備品管理システム及び市ノ瀬、生馬財産区選挙システムの構築費用として619万円を措置しています。また、番号制導入に係るシステム改修につきましては、全費用分を26年度に計上しておりましたが、27年度以降でも整備していくことの通知が総務省よりありましたので、今回減額措置をしています。総務省分としましては、この統合宛名システム、税の賦課徴収システム、住民基本台帳システムが対象となっております。財産管理費では、町有建物火災保険料3万1,000円を追加、防災対策費では64万9,000円を追加、次のページをお願いいたします。

防災行政無線のスピーカー新設分の電気料10万円等を措置しております。

交通安全対策費では141万5,000円を追加、チャイルドシート購入費及び防犯灯設置補助金を措置しております。

5目企画費では18万3,000円を追加、みんなが学んで花開く熊野かみとんだ事業費では4万3,000円を追加、8月27日、スポーツセンターで実施しました巡回ラジオ体操経費につきまして、精算に伴う組みかえを措置しております。

地籍調査費では31万3,000円を追加。

税務総務費では194万8,000円を追加、主なものとしまして、職員給与費等を措置しています。

次のページをお願いします。

賦課徴収費では60万円を減額、番号制導入に係る賦課徴収システムの改修委託料260万円を減額、過誤納還付金200万円を措置しています。

戸籍住民基本台帳費では、276万7,000円を減額、番号制導入に係る住民基本台帳システム改修委託料297万6,000円を減額措置しています。

選挙管理委員会費では12万2,000円を追加。

統計調査総務費では12万9,000円を追加。

3款民生費の社会福祉総務費では、1,043万5,000円を追加。

次の20ページをお願いいたします。

小規模多機能施設紫蘭へ設置しますAED借上料1万5,000円、繰出金で特別会計介護保険繰出金1,064万2,000円を措置しています。

障害福祉費では6,777万8,000円を追加、扶助費で障害福祉サービス等給付費ほかで6,200万円、過年度分地域生活支援事業費補助金ほか返還金567万8,000円を措置しています。

社会・児童福祉医療費では635万3,000円を追加、扶助費で精神障害者医療費13万7,000円、過年度分支払基金医療費交付金ほか返還金で144万9,000円、繰出金で特別会計国民健康保険後期高齢者医療繰出金473万7,000円を措置しています。

次のページをお願いします。

児童福祉総務費では8万6,000円を追加、保育所運営費では486万6,000円を追加、主なものとしまして委託料で広域入所保育運営委託料ほかで150万9,000円、備品購入費で朝来第1保育所の冷蔵庫購入費ほか74万3,000円を措置しています。

保育所建設事業費では統合保育所建築工事請負費6,723万5,000円を措置しています。

児童措置費では、児童手当費738万5,000円を減額措置しております。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では28万3,000円を追加。

4款衛生費の保健衛生総務費では885万8,000円を追加、主なものとしまして、人事異動に伴う職員給与費等876万1,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

予防費では138万5,000円を追加、主なものとしまして臨時職員の賃金89万7,000円を措置しています。

環境衛生費では11万4,000円を追加。

清掃総務費では420万1,000円を追加、主なものとしまして負担金で上大中清掃施設組合負担金82万6,000円、紀南環境広域施設組合負担金288万7,000円を措置、補助金で合併処理浄化槽補助金41万4,000円を措置しています。

5款農林水産業費の農業委員会費では37万1,000円を減額、人事異動に伴う職員給与費等で103万6,000円を減額、補助金で遊休農地活用のため、和歌山版農地活用総合支援事業、農地集積・集約化対策事業補助金で66万5,000円を措置し

ています。

農業総務費では624万5,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

職員の狩猟免許取得等手数料及び講習会負担金で5万8,000円、岩崎地区農業用送水管改修工事請負費で100万円、繰出金で特別会計農業集落排水事業繰出金425万9,000円を措置しています。

農業振興費では120万6,000円を追加、主なものとしまして、負担金で従来からの農地・水保全管理支払交付金が平成26年度より多面的機能支払交付金事業として組みかえられましたので、88万4,000円を措置しています。

林業総務費では190万2,000円を追加、主なものとしまして、委託料でカシノナガキクイムシ伐倒駆除のための森林病虫害対策業務委託料180万円を措置しています。事業実施場所は平成25年度に事業を行いました救馬溪地区下流の町有地となります。

6款商工費の商工総務費では、111万1,000円を追加、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

消費者行政啓発物品購入費100万円を措置しています。

7款土木費の土木総務費では994万7,000円を追加、職員給与費等を措置、野田町内会館のトイレ改修に要する費用補助金としまして、50万円を措置しています。

道路橋梁維持費で1,000万円を追加、丹田台地区の町道舗装工事請負費を措置しています。

高速道路推進費では59万1,000円を追加、役務費で登記書類作成手数料49万1,000円を措置しています。

社会資本整備総合交付金事業では11万3,000円を追加。河川総務費では36万4,000円を追加、主なものとしまして、井ノ谷、岩崎排水ポンプの燃料費で20万円、下排水路清掃作業車等の借上料として11万4,000円を措置しています。

河川改良費では3万1,000円を減額、次の30ページをお願いいたします。

ラジコン草刈機購入費で精算により41万8,000円を減額措置しています。

都市計画費では特別会計公共下水道事業繰出金164万2,000円を措置しています。

住宅管理費では100万円を追加、町営飛曾川団地ほか修繕料100万円を措置しています。

公営住宅建設事業費では22万2,000円を追加。

8款消防費の非常備消防費では12万円の追加、5月に発生しました林野火災等の職

員手当を措置しています。

水防費では１４万円の追加、１０月の台風に伴う職員手当を措置しています。

９款教育費の事務局費では２８万３，０００円を追加、負担金、補助及び交付金で精算に伴う２万３，０００円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

学校管理費では１４２万３，０００円を追加。各小学校の需用費１４３万７，０００円を措置しています。

教育振興費では３７万１，０００円を減額、精算による減額を行っております。

３項中学校費の学校管理費では８１万円を追加、需用費８６万６，０００円を措置しています。

教育振興費では４１６万１，０００円を減額、主なものとしまして、当初２１名で予算計上していました海外研修業務委託料につきまして、１２名での事業実施となりましたので、３６８万３，０００円を減額措置しております。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費では１９１万９，０００円を追加、異動に伴う職員給与費等を措置しています。

公民館運営費では１２０万６，０００円を追加、主なものとしまして岩田公民館、朝来コミュニティセンター修繕料１１０万７，０００円を措置しています。

児童館運営費では９万６，０００円を追加、図書館運営費では７２万４，０００円を追加、市ノ瀬分館の屋根修繕料を措置しています。

文化会館運営費では１０３万８，０００円を追加、主なものとしまして、ラウンジ天井の修繕料５６万２，０００円、ワイヤレスマイクの購入費１８万２，０００円を措置しています。

保健体育総務費では、９１万円を追加、職員手当等を措置しています。

次のページをお願いいたします。

１０款災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧事業では、３５０万円を追加、台風１１号による生馬・中根地区水路災害復旧費用を措置しています。

現年発生農地災害復旧事業費では６８万円を追加、台風１１号による市ノ瀬地区の農地災害復旧費用を措置しています。

３７ページから３９ページまでの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので、１０ページまでお戻りください。

２．歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金では、農地災害復旧事業 分担金15万円、農業用施設災害復旧事業分担金61万2,000円を措置しています。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金2,350万円、国民健康保険保険基盤安定負担金45万2,000円、障害者医療費負担金350万円、障害児施設措置費給付費等負担金で400万円、児童手当負担金は456万2,000円を減額、過年度分児童手当負担金22万円を措置しています。

2項国庫補助金の総務費国庫補助金は、番号制導入に係る関係システム整備事業補助金748万6,000円を減額、地域生活支援事業費補助金5万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金28万3,000円を措置しています。災害復旧費国庫補助金は現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金227万5,000円、現年発生農地災害復旧事業費補助金30万円を措置しています。

15款県支出金の民生費県負担金は、1,886万1,000円を追加、国民健康保険保険基盤安定負担金441万7,000円、障害者自立支援給付費負担金1,175万円ほかを措置しています。障害児施設措置費給付費等負担金で200万円、児童手当負担金で141万2,000円を減額、過年度分児童手当負担金6万円を措置しています。

2項県補助金、民生費県補助金は75万2,000円を追加、地域生活支援事業費補助金2万5,000円、保育対策等促進事業費補助金70万5,000円、過年度分ひとり親家庭医療費補助金2万2,000円を措置しています。

農林業費県補助金は246万4,000円を追加、和歌山版農地活用総合支援事業補助金36万4,000円、農地集積・集約化対策事業補助金30万円、紀の国森林環境保全整備事業費補助金180万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

商工費県補助金は市町村消費者行政活性化交付金100万円を措置しています。

18款繰入金の財政調整基金は3,300万円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填しております。

18款繰入金の2項財産区繰入金で生馬、市ノ瀬財産区より財産区選挙システムの構築費繰入金262万5,000円を措置しています。

19款繰越金の前年度繰越金では8,862万6,000円を措置しています。

20款諸収入の雑入で海外研修業務負担金219万9,000円を減額、重度心身障害児（者）医療費2,000円を措置しています。

21款町債の民生債は、統合保育所建設事業債で5,680万円、災害復旧債は現年発生農業用施設災害復旧事業債で60万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

よろしくお願いいたします。

私から、議案第112号から第114号までご説明させていただきます。

議案第112号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

平成26年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,516万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,867万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末現在の加入世帯数は2,790世帯、被保険者数は4,959人となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

3款国庫支出金、既定額に1,394万4,000円を追加、6款県支出金、既定額に16万1,000円を追加、9款繰入金、既定額から5,790万4,000円を減額、10款繰越金、既定額に6,896万2,000円を追加、歳入合計といたしまして既定額に2,516万3,000円を追加し、21億9,867万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、既定額から637万8,000円を減額、2款保険給付費、既定額に920万3,000円を追加、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金につきましては補正額はございません。財源内訳の変更です。8款保健事業費、既定額に262万4,000円を追加、11款諸支出金、既定額に1,971万4,000円を追加、4ペー

ジをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額に2,516万3,000円を追加し、21億9,867万4,000円と定めております。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、3目特定健康診査等負担金、過年度分の特定健康診査等負担金16万1,000円を措置しております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、特別調整交付金としまして、1,378万3,000円を措置しております。20歳未満の被保険者の割合に応じて交付されるものでございます。

6款県支出金、2目特定健康診査等負担金、過年度分の特定健康診査等負担金16万1,000円を措置しております。

9款繰入金、1目一般会計繰入金351万5,000円、主なものとしまして、基盤安定繰入金758万9,000円を措置しております。

8ページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金で、今回6,141万9,000円の減額措置をしております。財源の調整でございまして、本予算執行後の基金の残高は1億6,599万5,464円となる予定でございます。

10款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして、6,896万2,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費697万1,000円を減額しております。2節の給料から4節共済費につきましては職員の異動による減でございます。13委託料で10万8,000円の追加、これにつきましては月報の様式変更に対応するものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴收费、2節給料から4節共済費につきましては人勧による増でございます。

10ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費につきましては財源の内訳の変更でございまして。

2目退職被保険者等療養給付費及び2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費

につきましては当初予定していました額より増加しておりまして、増額補正をしてございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産一時金につきましては、2 1 0 万円の増額、新たに 5 件分を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金及び 6 款介護給付金の納付金につきましては、財源内訳の変更でございます。

8 款保健事業費、1 目保健衛生普及費、委託料としまして、人間ドックの委託料としまして、今回、2 6 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正をしております。これにつきまして、新たに 4 6 名分の人間ドックとしましての委託料の件数を見込んでございます。

1 1 款諸支出金、1 目一般被保険者保険税還付金、過年度の税の還付金として 1 0 0 万円を措置してございます。

1 2 ページをお願いいたします。

2 項返還金、1 目返還金、1, 8 7 1 万 4, 0 0 0 円を措置してございます。過年度分の療養給付費負担金の返還金でございます。

1 3 ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第 1 1 3 号をお願いいたします。

議案第 1 1 3 号、平成 2 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）。

平成 2 6 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8, 2 4 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 2, 8 6 6 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 6 年 1 2 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます 1 0 月末現在の第 1 号被保険者数は 3, 6 2 2 名、認定者数は 7 8 3 名でございます。受給者につきましては 6 3 1 名でございます。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

3 款国庫支出金、既定額に 2, 1 3 6 万 4, 0 0 0 円を追加、4 款支払基金交付金、

既定額に2,653万3,000円を追加、5款県支出金、既定額に989万8,000円を追加、7款繰入金、既定額に2,314万5,000円を追加、8款繰越金、既定額に85万円を追加、10款町債、既定額に64万2,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に8,243万2,000円を追加し、13億2,866万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、既定額に46万9,000円を追加、2款保険給付費、既定額に7,820万円を追加、4款地域支援事業、既定額に98万9,000円を追加、5款諸支出金、今回新たに277万4,000円を追加、歳出合計といたしまして既定額に8,243万2,000円を追加し、13億2,866万円と定めております。

4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」、変更でございまして、起債の目的、財政安定化基金貸付金としまして、今回、限度額を変更しておりまして、688万4,000円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変わりございません。

5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金1,564万円を追加。

2項国庫補助金、1目調整交付金から3目包括的支援・任意事業交付金で572万4,000円の追加。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金で2,653万3,000円の追加、5款県支出金、1目介護給付費負担金で977万5,000円の追加、8ページをお願いいたします。

2項県補助金、1目介護予防事業交付金、2目包括的支援・任意事業交付金で12万3,000円の追加、7款繰入金、1目介護給付費繰入金から5目包括的支援町単独事業費繰入金で1,064万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,250万3,000円の追加。
なお、この本予算執行後の基金準備金の残高は3,541円となる予定でございます。

8款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして、85万円を措置しております。

10款町債、1目財政安定化基金貸付金、貸付金としまして、和歌山県から64万2,000円を措置してございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費、46万9,000円の増でございまして、2節の給料から4節の共済費につきましては人勧による増でございます。

続きまして、2款保険給付費、1目の介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費から次の2項介護予防サービス等諸費の5目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、当初予定していました額より増加しておりまして、合計としまして、7,790万円を増の措置をしてございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、保険給付費等の伸びによりまして、30万円の増としております。

4款地域支援事業費、1目要支援者向け予防サービス等事業費から次のページの3目一次予防事業費につきましては、22万2,000円の増、人勧による給与等を措置してございます。

2項の包括的支援事業・任意事業費、1目の総務管理費から次のページの5目任意事業費で76万7,000円の増、人勧による給与費等を措置してございます。

14ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1目償還金及び2目の保険税還付金で過年度分の精算還付金及び過年度分の保険料の還付金としまして、合計で277万4,000円を措置してございます。

次の給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第114号をお願いいたします。

議案第114号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成26年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,253万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末現在の被保険者数は1,906名となっております。

す。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

1款保険料、既定額から128万8,000円を減額、2款繰入金、既定額に122万2,000円を追加、3款繰越金、既定額に154万3,000円を追加、4款諸収入、既定額に4万7,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に152万4,000円を追加して、2億6,253万7,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、既定額に42万9,000円を追加、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に65万1,000円を追加、3款保健事業費、既定額に39万7,000円を追加、5款諸支出金、既定額に4万7,000円を追加、歳出合計といたしまして、既定額に152万4,000円を追加して、2億6,253万7,000円と定めております。

次の4ページ、5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款保険料、1目後期高齢者保険料では普通徴収分128万8,000円を減額しております。

2款繰入金、1目一般会計繰入金では、122万2,000円を措置しております。主なものとしまして、一般会計から繰入金82万6,000円を措置してございます。

3款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして154万3,000円を措置しております。

4款諸収入、1目雑入、過年度保険料返納金としまして4万7,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費、42万9,000円を増額しております。2節給料から4節共済費につきましては、人勧による増でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、65万1,000円を措置してございます。

3款保健事業費、1目保健衛生普及費、人間ドック補助金としまして、39万7,0

〇〇円の増額補正をしております。新たに１４名分を見込んでございます。

８ページをお願いいたします。

５款諸支出金、１目保険料還付金、過年度保険料還付金としまして、４万７、０００円を措置してございます。

９ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第１１５号についてご説明申し上げます。

議案第１１５号、平成２６年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第２号）。

平成２６年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３、７４２万１、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億２、０５４万３、０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

諸収入、既定額に３、７４２万１、０００円を追加してございます。

歳入合計では既定額に３、７４２万１、０００円を追加し、７億２、０５４万３、０００円と定めてございます。

歳出です。

宅地造成費、既定額に３、７４２万１、０００円を追加してございます。歳出合計では、既定額に３、７４２万１、０００円を追加し、７億２、０５４万３、０００円と定めてございます。

３ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

４ページをお願いします。

歳入です。

諸収入、雑入、既定額に３、７４２万１、０００円を追加し、２億９、１４２万１、

０００円、計としまして、既定額に３，７４２万１，０００円を追加し、７億２，０５３万３，０００円と定めてございます。

歳出です。

宅地造成費、宅地造成事業費、既定額に４，６６６万７，０００円を追加し、９，６８１万３，０００円、主なものとしましては、栗ヶ谷墓地整備工事費としまして３６区画と駐車場の整備費として３００万円、公有財産購入費としまして、生馬両新田地区の企業用地内の未買収地の購入費としまして４，２００万円を措置してございます。

残土処理場事業費、既定額から９２４万６，０００円を減額し、２億１，９３２万７，０００円、これにつきましては一般職給１名分の給与、職員手当、共済費を一般会計に組みかえたことによる減額となっております。

計といたしまして、既定額に３，７４２万１，０００円を追加し、３億１，６１４万円と定めてございます。

５ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第１１６号から議案第１１８号について、ご説明申し上げます。

議案第１１６号、平成２６年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）。

平成２６年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４２５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８，９４１万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年１２月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算補正」です。

３款繰入金、既定額に４２５万９，０００円を追加し、１億４，１７３万７，０００円と定めております。

歳入合計では、今回、既定額に４２５万９，０００円を追加し、１億８，９４１万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

１款農業集落排水事業費、既定額に４２５万９，０００円を追加し、７，１６３万６，０００円と定めています。

歳出合計では、今回既定額に４２５万９，０００円を追加し、１億８，９４１万円と定めております。

次のページをお願いします。

４ページ、５ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しのほうをよろしく願いいたします。

６ページをお願いいたします。

２、歳出です。

３款繰入金、一般会計繰入金、既定額に４２５万９，０００円を追加し、１億４，１７３万７，０００円と定めています。

次のページをお願いします。

３、歳出です。

１款農業集落排水事業費、１目総務費、既定額に３万８，０００円を追加し、１，６１０万円としております。主な内容といたしましては、職員給与費の調整と旅費１万１，０００円を追加措置しております。

施設維持管理費、既定額に４２２万１，０００円を追加し、６，１０２万６，０００円としております。

補正予算の主な内容といたしましては、需用費で市ノ瀬南岸地区処理場、市ノ瀬北岸地区処理場等の修繕費で２５２万２，０００円、光熱水費で１３７万円を計上しております。

公債費、利子につきましては、補正額はございませんが、財源内訳の見直しであります。

次のページをお願いします。

８ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、議案第１１７号、平成２６年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第１号）。

平成２６年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第１号）は、次に定める

ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億322万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

繰入金、既定額に88万8,000円を追加し、1億3,530万5,000円と定めております。

繰越金、既定額に18万6,000円を追加し、38万6,000円と定めております。

歳入合計では、今回、既定額に107万4,000円を追加し、3億322万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

公共下水道事業費、既定額に107万4,000円を追加し、1億9,197万円と定めております。

公債費は補正額ゼロ円です。

歳出合計では、今回既定額に107万4,000円を追加し、3億322万円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に164万2,000円を追加し、1億2,465万7,000円としております。財源内訳の見直し等による増額であります。

下水道事業基金繰入金、既定額に75万4,000円を減額し、1,064万8,000円としております。財源内訳の見直しによる減額であります。

繰越金、既定額に18万6,000円を追加し、38万6,000円としております。前年度繰越金でございます。

7 ページをお願いします。

3、歳出です。

公共下水道事業費、既定額に32万円を追加し、1億5,927万5,000円としております。職員2名分の異動による給与費等の増額であります。

施設維持管理費、既定額に75万4,000円を追加し、3,269万5,000円としております。補正予算の主な内容は光熱費70万円を計上しております。

公債費、利子につきましては、補正額ゼロですが、財源内訳の見直しをしております。次のページをお願いいたします。

8 ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第118号、平成26年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成26年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成26年度上富田町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額に494万4,000円を追加し、4億9,054万4,000円と定めています。

第1項、営業費用、既決予定額に630万4,000円を追加し、4億1,497万1,000円と定めております。

第2項、営業外費用、既決予定額から136万円を減額し、6,178万4,000円と定めております。

第3項、特別損失は補正額ゼロ円です。1,378万9,000円であります。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,802万7,000円は、損益勘定留保資金3億1,560万5,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,242万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第2款、資本的支出、既決予定額1,300万円を追加し、3億6,092万7,000円と定めています。

第1項建設改良費、既決予定額に1,300万円を追加し、2億33万円。

第2項企業債償還金、補正額はゼロ円で1億6,059万7,000円であります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に90万4,000円を追加し、4,789万3,000円と定めています。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

3ページは予算に関する説明書、目次となっております。

4ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

1、収益的収入及び支出。

支出です。

水道事業費用、既定額に630万4,000円を追加し、4億9,190万4,000円としております。営業費用の1目原水及び浄水費から、5ページの5目総係費までは職員6名分の人件費の調整で90万4,000円を追加し、4目の業務費で、委託料として水道料金システムデータ抽出委託料といたしまして540万円を追加措置しております。

営業外費用、2目消費税及び地方消費税、既定額から136万円を減額し、2,104万円としております。

6ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出です。

まず、支出です。

資本的支出、既定額に1,300万円を追加し、3億6,092万7,000円としております。

建設改良費の固定資産費では既定額に1,300万円を追加し、1,300万円としております。これにつきましては水道料金システムの購入費1,300万円でございます。

次のページをお願いします。

平成26年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、業務活動、それから、投資活動、財務活動の3つに区分して、表示しております。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローは2億234万5,886円です。

次のページをお願いします。

投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス1億5,834万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス1億6,059万6,936円、資本増加額または減少額につきましては、マイナス1億1,659万7,050円、資本期首残高4億9,563万115円、資本期末残高は3億7,903万3,065円を予定しております。

次のページをお願いします。

9ページから10ページにつきましては、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

平成26年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても、合計金額で説明させていただきます。

資産の部、固定資産合計30億2,230万1,314円、流動資産合計4億3,583万7,705円、資産合計では34億5,813万9,019円となっております。

次のページをお願いします。

負債の部です。固定負債合計10億7,681万1,817円、流動負債合計1億9,213万9,548円、繰延収益合計9億6,742万7,952円、負債合計では22億3,637万9,317円。

次、資本の部です。資本金1億4,642万1,858円、余剰金として、次のページをお願いします。

余剰金合計といたしましては、10億7,533万7,844円、資本金合計といたしましては、12億2,175万9,702円、負債資本合計では34億2,813万9,019円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時34分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

私から、議案第119号から議案第121号までご説明申し上げます。

議案第119号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年6月16日契約に係る平成26年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、平成26年度第1号高速道路推進事業、大内谷第二残土処分場造成工事。

2、契約金額、変更前2億8,836万円、変更後3億2,724万円、3,888万円の増。

3、契約の相手方、大阪市北区豊崎三丁目19番3号、東急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長内海秀樹。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事では、防災対策といたしまして、調整池の設置を計画してございます。調整池の隣接地は大阪の方所有で用地買収ができなかった土地があります。この用地周辺では盛り土のり面の根固めブロックの施工や、調整池の整備工事がございます。しかし、地盤状況が思いのほか悪く、地盤改良及び崩壊防止対策としまして矢板打設が必要なため、今回変更契約を行うものでございます。

主な工事内容としましては、ブロック積みから大型ブロック積みに変更し、149平米を施工、調整池の工事では基礎地盤の改良工としまして、1,712立米、土どめ工といたしまして、L=7.5メートルの鋼矢板75枚を打設、搬入土につきましては、国交省の土配計画によりまして、8万9,000立米増に伴います敷きならし、転圧工事を追加するものでございます。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に議会の議決を得たのち本契約とするとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第120号をお願いいたします。

議案第120号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成26年度第3号高速道路推進事業岩崎地区トイレ設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、平成26年度第3号高速道路推進事業、岩崎地区トイレ設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、5672万1,600円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、県費補助金の観光施設整備補助により岩崎地区にトイレを設置するもので、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、株式会社後工務店、株式会社堀組上富田営業所、株式会社西峰工務店上富田営業所、清水工務店の4業者でございます。

工事内容につきましては、木造平屋建て、延べ床面積で94.65平米で女子トイレ11基、男子トイレの小が5基、大が3基、それから、多目的トイレ1カ所と、合併浄化槽175人槽の一式の設置工事となっております。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとするとさせていただきます。

どうかご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第121号をお願いいたします。

議案第121号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成26年度第4号高速道路推進事業道の駅くちくまの建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、平成26年度第4号高速道路推進事業、道の駅くちくまの建築工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、7, 252万2, 000円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、高速道路南進に伴いまして、岩崎地内に道の駅を建築するものであり、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、株式会社後工務店、株式会社堀組上富田営業所、株式会社西峰工務店上富田営業所、清水工務店の4業者でございます。

工事内容につきましては、地域振興施設としまして、鉄骨平屋建て、延べ床面積343.65平米と土木、外構工事一式となっております。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすとなっております。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第122号についてご説明申し上げます。

議案第122号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年9月12日契約に係る平成26年度第1-1号公共下水道事業岩田下水道管（1工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、平成26年度第1-1号公共下水道事業、岩田下水道管（1工区）布設工事（補助）。

2、契約金額、変更前8, 344万7, 280円、変更後9, 531万円、1, 186万2, 720円の増。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2053番地、株式会社清本組、代表取締役清本泰弘。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、今回変更する内容といたしましては、県道上富田すさみ線、

上中から井ノ谷交差点の間で開削工事区間 147.1メートルを当初は昼間工事を主に考えていましたが、バス会社と協議する中で、観光客が多く、大型バスを通したいということと、道路幅員が狭く、掘削深も約3メートルと深いため、安全性を考慮し、夜間全面通行どめとして工事を進めていきたい。また、今年度で熊野高等学校園芸棟への接続をするため、管路延長58.9メートルの追加が必要となり、今回、変更契約を行うものでございます。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項には、議会の議決を得たのち本契約とするとなっております。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第123号について、ご説明申し上げます。

議案第123号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

1、取得物件、西牟婁郡上富田町生馬字両新田861番1。田他2筆。1,884平米。

2、取得価格、3,419万4,600円。

3、目的、企業用地として。

4、契約の相手方、西牟婁郡上富田町生馬1368番地、葛原修他1名。

平成26年12月8日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成24年第2回6月議会でご承認をいただきました生馬両新田地区の企業用地造成工事に係る土地の未買収地につきまして、今回土地を取得するものでございます。

次のページをお願いいたします。

葛原修他1名の全3筆、1,884平米、金額にしまして、3,419万4,600円の内訳書となっております。

また、次のページに参考資料といたしまして、土地売買仮契約書を添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得たとき、本契約が成立するものとなっております。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、12月11日木曜日午前9時30分にご参集願いますようお願いします。

皆さん、どうも本日はありがとうございました。

延会 午後2時58分